

刈谷市医療的ケア見学校等訪問看護事業

刈谷市では医療的ケアを必要とする児童の保護者負担を軽減するとともに、対象児童の学習環境を確保し、自立を促すため、学校等における対象児童の医療的ケアに係る訪問看護事業を実施しています。

保護者用

対象者

- ・市内に住所を有し、学校等に通う医療的ケアを必要とする児童・生徒の保護者
ただし、児童・生徒本人又は保育所の看護師等が医療的ケアを実施できる場合は、対象となりません。

訪問看護の実施場所

- ・小学校、中学校、保育所、幼稚園（幼児園）、認定こども園、しげはら園及び放課後児童クラブ
市外の学校等に通う場合も対象になります。

訪問看護の要件

- ・学校等の敷地内で行う医療的ケアについての訪問看護。
ただし、小学校または中学校については、教育課程の範囲内で敷地内外を問わずに訪問看護が受けられます。

利用者の費用負担

遠足や社会見学などで利用できるようになりました！（令和5年度～）

- ・下に記載の①、②について、月を単位とした合計額の1割が利用者負担となります。
ただし、世帯の所得に応じて利用者負担上限月額が定められています。

- ① 訪問看護事業所から派遣された看護師又は准看護師が、学校等において対象児童・生徒1人に対し、行った医療的ケアに係る訪問看護（1日最大5回）に要する経費

1回の医療的ケアに要する時間	その月の訪問回数	1回当たりの金額
30分を超え90分以内の場合	月の1回目の場合	12,990円
	2回目以降の場合	8,550円
30分以内の場合	月の1回目の場合	6,495円
	2回目以降の場合	4,275円

- ② 訪問看護情報提供療養費（月1回） 1,500円

【利用者負担上限月額】

区分	利用者負担上限月額
生活保護世帯又は市民税非課税世帯	0円
市民税課税世帯で世帯の所得割額合計が28万円未満の世帯	4,600円
上記以外	37,200円

【問合せ先】

刈谷市役所 福祉総務課 障害給付係

電話：0566-62-1208（直通）

FAX：0566-24-3481

E-mail：fukusou@city.kariya.lg.jp



（おもて面）

訪問看護事業の利用申請手続の流れ

- ① 福祉総務課に訪問看護事業を利用することについて相談してください。
- ② 学校長等に学校等で訪問看護事業を利用することについて相談してください。
小学校、中学校 ⇒ 学校長
保育所、幼稚園(幼児園)、認定こども園、しげはら園 ⇒ 園長
放課後児童クラブ ⇒ 刈谷市子育て推進課
- ③ 訪問看護事業所に、学校等で訪問看護事業を利用することについて相談してください。その際に、主治医から訪問看護事業の利用指示が出ることを伝えるとともに、その利用指示書の写しを福祉総務課へ提供することを依頼してください。
- ④ 主治医に学校等で訪問看護事業を利用することについて相談してください。その際、主治医に利用する予定の訪問看護事業所を伝えてください。
- ⑤ ③、④で決定した内容を学校長等に情報提供したうえで、訪問看護事業所から派遣された看護師が学校等の敷地内に入り、医療的ケアを行うことについて学校長等の承諾を得てください。承諾者は②と同じです。

